

さくら荘短期入所生活介護

1日あたりの自己負担額は下記のようにになります。

| 要介護度別 利用料金 | | 要支援 1 5,290 円 | 要支援 2 6,560 円 | 要介護度 1 7,040 円 | 要介護度 2 7,720 円 | 要介護度 3 8,470 円 | 要介護度 4 9,180 円 | 要介護度 5 9,870 円 |
|----------------------------|--------|--|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| サービス 利用に係 る自己負 担額 | 1 割 | 529 円 | 656 円 | 704 円 | 772 円 | 847 円 | 918 円 | 987 円 |
| | 2 割 | 1,058 円 | 1,312 円 | 1,408 円 | 1,544 円 | 1,694 円 | 1,366 円 | 1,974 円 |
| | 3 割 | 1,587 円 | 1,968 円 | 2,112 円 | 2,316 円 | 2,541 円 | 2,754 円 | 2,961 円 |
| 滞在費 | | 1日 2,200 円 (但し特定入所者は特定基準費用額：段階により下記のように負担限度額設定があります。) | | | | | | |
| 食費 | | 1日 1,500 円 (但し特定入所者は特定基準費用額：段階により下記のように負担限度額設定があります。) | | | | | | |
| 自己負担額 合計 | | サービス利用に係る自己負担額 + 居住費 + 食費 | | | | | | |

負担限度額（居住費や食費は、市町村民税の課税状況により次の4段階となる）

| | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階(1) | 第3段階(2) | 第4段階 |
|-------|---|--|--|--|--|
| 軽減の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税世帯で、高齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 | <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方 | <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方 | <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税非課税で世帯員に市町村民税課税者がいる方 ・本人が市町村民税課税の方 ・配偶者が市町村民税課税の方（世帯分離している配偶者を含む） |
| | ・預貯金額が100万円以下の方（夫婦で200万円以下の方） | ・預貯金額が650万円以下の方（夫婦で1650万円以下の方） | ・預貯金額が550万円以下の方（夫婦で1550万円以下の方） | ・預貯金額が500万円以下の方（夫婦で1500万円以下の方） | ・利用者負担段階に応じた、左記資産要件を満たさない方 |
| 滞在費 | 820円 ／1日 | 820円 ／1日 | 1310円 ／1日 | 1310円 ／1日 | 限度額設定無く施設の設定 2,200円 |
| | *R6年8月1日より、上記へ各段階 60円／1日の増額となります。 | | | | |
| 食費 | 300円 ／1日 | 600円 ／1日 | 1000円 ／1日 | 1300円 ／1日 | 限度額設定無く施設の設定 1,500円 |
| 償還払い | 15,000円 ／1ヶ月 | 15,000円 ／1ヶ月 | 24,600円 ／1ヶ月 | 24,600円 ／1ヶ月 | 37,200円 ／1ヶ月 |
| | 高額住宅支援サービス費申請により、介護度別利用料金が上の額を超えた場合、超過額が償還払いされる。 | | | | |

上記のほか、下記のとおり体制による加算費用、または必要に応じて係る加算費用があります。この中で介護予防短期入所生活介護の場合は、サービス提供体制強化加算と介護職員処遇改善加算が対象となります。

2割3割負担の方は、其々が1割負担料金の2倍3倍(減算の時は2~3割減)となります。

